

「裁判所で話しあおう」

上関原発ボーリング調査巡り中電が文書送付

中電側は四月一七日付の文書で、「二〇一四年六月一日付の山口地裁主張は平行線の状況であり、当社としては円満な解決に向けて話し合をしたうえで海上ボーリング調査を実施した」と考えていると述べた。裁判所において相互に確認する機会を設けている。これに対し祝島島民の会は、まず「双方の主

上関原発を建てさせない祝島島民の会(清水敏保代表)は五月一六日、中国電力から四月一七日付で送付された文書に対する見解を送付した。中電からの文書の内容は「双方の主張は平行線の状況」なので裁判所で話し合いとの内容だった。これに対し祝島島民の会は、中電がもはやボーリング調査にともなう補償が永久制限補償であることを論証するか、ボーリング調査が違法であることを認めることによるに追い詰められていることから、「裁判所での話し合い」等を持ち出していることを明らかにしている。

張は平行線」の状況にあるわけではないとして以下のように経緯を追って指摘している。

祝島島民の会はボーリング調査にともなう損失補償がなされておらず、調査は違法であると主張してきた。これに対し中電は「二〇〇〇年補償契約で補償したのでボーリング調査は適法である」との説明をくり返している。祝島島民の会は、「二〇〇〇年の補償契約

九年一二月以降の海上ボーリング調査を実施することを予測したのか」、「予測できたとしても漁業補償額をいかに算定したのか」「二〇〇〇年補償契約は期間制限補償であるが、二〇〇〇年補償契約で期間をいかに設定したのか」との質問を投げかけた。中電は「二〇〇〇年補償契約は“調査

ながらに発電所の建設および運転”といった長期

から、このたびのボーリング調査に約定している

裁判所で話し合い」というてきていると

回答した。

祝島島民の会は「温排水ボーリング調査も含まれる」と回答した。

中電としては、ボーリング調査にともなう補償が永久制限補償であることを論証するか、ボーリング調査が違法であるかの選択が迫られている。

祝島島民の会としては、中電がこうした点に

ついての態度を明確にしない限り裁判所における話し合いについては応じることはできないとしている。

祝島島民の会は拒否

勝負はすでに決着すみ



腕を組んで警備員や作業員の進入を防ぐ
祝島の婦人(2011年2月、上関町田ノ浦)

している。

祝島島民の会は和解条項の存在 자체は認めただうえで、「違法な調査に対して不作為義務を負うはずはない」と主張してきた。中電は調査が違法でないことを主張してこれまでの経緯をたどってきたが、ボーリング調査にともなう補償が永久制限補償であることを論証しえない限り、「和解条項の遵守」を主張することもできなくなっている。

祝島島民の会は、和解条項の存在 자체は認めただうえで、「違法な調査に対して不作為義務を負うはずはない」と主張してきた。中電は調査が違法でないことを主張してこれまでの経緒をたどってきたが、ボーリング調査にともなう補償が永久制限補償であることを論証しえない限り、「和解条項の遵守」を主張することもできなくなっている。

祝島島民の会は、和解条項の存在 자체は認めただうえで、「違法な調査に対して不作為義務を負うはずはない」と主張してきた。中電は調査が違法でないことを主張してこれまでの経緒をたどってきたが、ボーリング調査にともなう補償が永久制限補償であることを論証しえない限り、「和解条項の遵守」を主張することもできなくなっている。